

番号	内容
1	<p>Q 「信州木材認証製品」とは、どのような木材ですか？</p> <p>長野県内の森林から生産された木材を使用した製材品で、信州木材認証製品センターが実施している「乾燥」「品質」「寸法」などの厳しい基準をクリアした製品です。</p> <p>(1) 長野県内から伐採され、長野県内及び合板等の特殊な製品は一部県外の認証工場で生産されています。</p> <p>(2) 乾燥・強度・寸法など、JAS規格相当の基準をクリアした優良材です。</p> <p>A (3) 認証工場以外の製品は、個別に製品検査を行い、基準に合格すれば製品認証がうけられます。ただし、検査・認証の経費が必要です。</p> <p>信州木材認証製品については下記ホームページをご覧ください。 「信州木楽ネット」<a href="http://www.logos.co.jp/kensanzai/">http://www.logos.co.jp/kensanzai/</a></p>
2	<p>Q 県が、「信州木材認証製品」を支援する理由は何ですか？</p> <p>県産材の利用推進を図るためには、家を建てる消費者にとって安心して使える製品を普及することが必要です。</p> <p>A そのため、県では信州木材認証製品センターが行っている信州木材認証制度を支援し、優良な木製品の安定供給を図り健全な森林づくりに繋げています。</p>
3	<p>Q ログハウスのような認証製品が困難な場合はどうすればよいの？</p> <p>助成の対象となる木材は原則として信州木材認証製品センターが認証した認証製品とします。例外として、製品認証を受けることが困難な天然乾燥材を活用する場合には、構造材で、粗挽き後天然乾燥により6か月以上、屋根完了後仕上りまでの建て方乾燥により3か月以上が経過し、屋根完了時現場検査の際に、含水率等が概ね認証基準を満たしているものも対象とします。天然乾燥材を助成金に活用する場合につきましては、別紙の手引きに従ってください。</p>
4	<p>Q 他の補助事業と重複使用は可能ですか？</p> <p>助成の対象が以下の事業と重複する場合、信州の木活用促進事業へは申請できません。</p> <p>(1) ふるさと信州・環の住まい助成金</p> <p>(2) 長期優良住宅等国費補助の事業</p> <p>(3) 住宅版エコポイント</p> <p>別紙比較表参照</p>
5	<p>Q 事業の着手はどの時点ですか？</p> <p>A 助成の対象となる住宅等において、県産材が納入され使用される日とします。</p>

## 信州の木活用促進支援事業 Q&A集

6	<p>Q 事業の完了はどの時点ですか？</p> <p>A 助成の対象となる住宅等において、対象となる県産材が納入され全ての補助対象木材の設置が完了した日とします。</p>
7	<p>Q 同一の工務店等が複数応募することは可能ですか？</p> <p>A 補助の対象は、住宅を建てる方ですので同一の工務店が複数応募することは可能です。ただし、県外枠については、県産材を多くの工務店に使用して頂きたいため、調整する可能性があります。</p>
8	<p>Q 予算枠の最後に先着順で同一日に提出があった場合の採択方法は？</p> <p>A 抽選により決定します。 なお、抽選から外れた方は補欠として登録され他の事業計画が取消となった場合は順次繰り上げて採択します。</p>
9	<p>Q 県産材を使用することの環境的意義とは？</p> <p>A 森林は光合成により空気中の二酸化炭素を貯蔵する役割を果たしています。また、住宅に木材として利用された後も炭素を貯蔵し続けるので、木材が貯蔵している炭素に相当する二酸化炭素をを空気中から減らすことができ地球温暖防止に貢献します。つまり、住宅に木材を使用することは、街の中にもう一つの森林を造成することと同じ効果があります。さらに、地域の木材を利用することにより運搬等で消費する化石燃料を大幅に削減することができます。</p>
10	<p>Q 県産材を使用した住宅を見学したい場合はどうすればいいの？</p> <p>A 信州木材認証製品センターでは、信州木の家住宅見学会を随時開催しています。これは信州木材認証製品センターと長野県林務部がコーディネーターとなって、少人数で行なうオーダーメイドの見学会です。 ・参加者・コーディネーター・お施主さんの最小3名で住宅見学会が可能です。 ・良い点・こだわった点・苦労した点など、お施主さんと直接おしゃべりするのが、このお茶の間見学会の最大の魅力です。 ・見学会場は県下30ヶ所から選べます。 お茶の間見学会 <a href="http://www.logos.co.jp/kensanzai/showroom/index.html">http://www.logos.co.jp/kensanzai/showroom/index.html</a></p>
11	<p>Q 住宅の新築とあわせてペレットストーブを導入すると補助金がでるの？</p> <p>A 県では、市町村を通じてペレットストーブ導入時の10万円の助成を行っています。補助を実施している市町村やペレットストーブに対するお問い合わせは 県庁信州の木振興課県産材利用推進室「026-235-7266」まで</p>
12	<p>Q この補助金は来年度もあるの？</p> <p>A この信州の木活用促進支援事業は、平成22年度の国の緊急総合経済対策である「地域材活用促進支援補助金」を活用しているため、平成23年度のみ実施されます。（本年度のみ実施）</p>

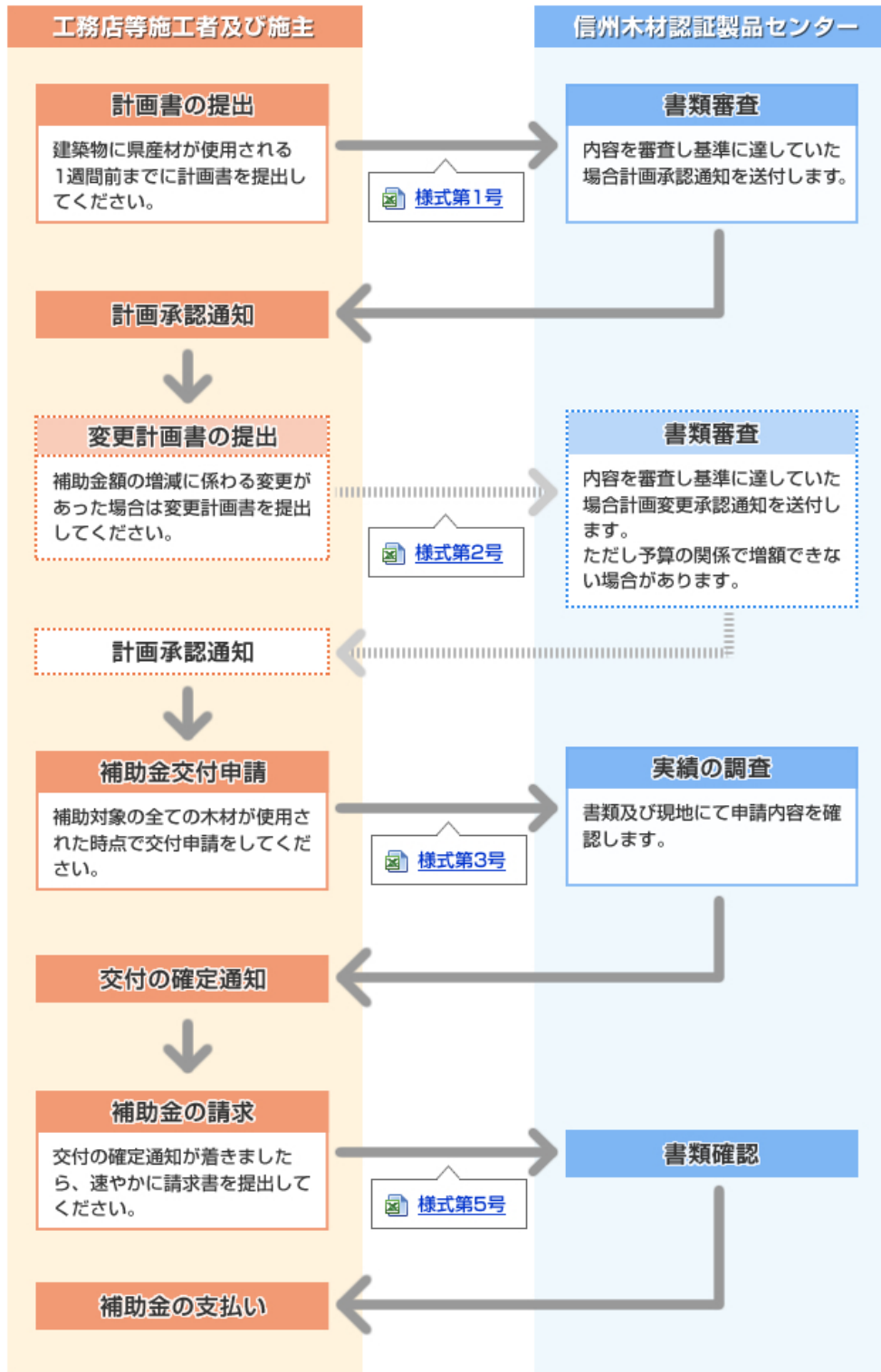
## 信州の木活用促進支援事業 Q&A集

13	<p>Q 計画承認後に工事が中止となった場合の手続きは？</p> <p>A 計画が中止または完了期限である平成24年2月29日までに完了できない場合は速やかに信州の木活用促進支援事業計画取消申請書を認証センターに提出してください。</p>
14	<p>Q 計画承認後に県産材の使用量が増減した場合の手続きは？</p> <p>A 県産材利用量が補助額に影響する増減があった場合は速やかに計画変更申請書を認証センターに提出してください。なお、使用量が増となっても予算の関係で増額できない場合がありますので早めの申請を御願います。</p>
15	<p>Q なぜ、県外の住宅に補助をするの？</p> <p>A 森林が多くある本県では、首都圏等の大規模需要地に向けて県産材をPRし販売をすすめることにより健全な森林の育成と県内木材産業の振興を目指しています。このことから、県外の多くの工務店の方に県産材を使用していただくために県外枠を設けました。</p>
16	<p>Q アンケートの内容は？</p> <p>A <u>事業完了後</u>に県産材に対するアンケートを御願います。内容等については現在検討中です。</p>
17	<p>Q 完了の確認はどのように行うの？</p> <p>A 原則は、認証製品の出荷証明等による書類確認により実施します。ただし、認証センターが現地確認が必要と判断した場合は現地調査を行います。また、認証製品以外を使用した住宅等については、原則として工事の中間及び完了時に現地確認を行います。</p>
19	<p>Q 建売住宅を購入した場合はどうなるの？</p> <p>A 建売住宅を建築する方が着手前に事業計画書を提出してください。完了し売買契約の締結後に住宅購入者が補助金の交付申請をしてください。</p>
20	<p>Q いつまでに完了すればいいの？</p> <p>A 平成24年2月29日までに完了してください。</p>

Q 申請から支払いまでの流れは？

フロー図を参照してください。

A



## 信州の木活用促進支援事業 Q&A集

22	<p>Q ふるさと信州・環の住まい助成事業とは？</p> <p>A 環の住まい助成事業は、県産材を利用し環境性能評価やバリアフリー化などの住宅要件に達した住宅に対して新築購入の場合、100万円/件 リフォームの場合20または40万円/件を助成するものです。なお、信州の木活用促進支援事業との重複申請は不可です。</p>
23	<p>Q 古材を使用した、民家再生等は補助の対象になりますか。</p> <p>A 産地の証明ができないため、古材は対象外です。</p>
24	<p>Q 補助の対象となる木材の利用量50%を確認する方法は？</p> <p>A 対象の建物の木材使用量を算出してその内50%以上が補助の対象となる木材であることが補助対象とする要件です。ただし、建物全体の木材使用量の算出が困難な場合は、工事床面積1㎡あたり0.1m<sup>3</sup>以上の補助の対象となる木材を使用すればよいです。</p>
25	<p>Q 補助金の支払日は？</p> <p>A 補助金交付請求書を提出し、書類確認を終えた時点で、原則として以下のとおりお支払いをいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10日締め 15日支払</li> <li>・20日締め 25日支払</li> </ul> <p>※場合によっては、ずれることもあります。</p>
26	<p>Q 環の住まい助成金等に応募したが、抽選の結果採択されなかった場合、申請（乗換えは）可能ですか？</p> <p>A 環の住まい助成金等に応募し、抽選の結果採択されなかった住宅については、4/15以降に着手していれば、着手後の申請も可とします。</p> <p>※着手：助成対象となる木材が住宅に設置を始めること。</p>

(別紙比較表)

「ふるさと信州・環の住まい助成金」及び「信州の木活用促進支援事業」と国の制度との比較

区分		(県)環の住まい助成金		(県)信州の木活用促進支援事業		国木のおえ整備促進補助金 (新築のみ)		国住宅エコポイント (リフォーム支援あり)
		新築・購入	リフォーム	新築・購入	リフォーム	一般型	地域資源活用型	
長期優良住宅(戸建)の基準	耐震性	×	×	×	×	●	●	×
	住環境(景観等)	×※	×※	×	×	●	●	×
	維持管理	○	○	×	×	●	●	×
	更新容易性	○	○	×	×	●	●	×
	計画的な維持管理	○	○	×	×	●	●	×
	耐久性(劣化対策)	●	○	×	×	●	●	×
	省エネルギー性能	●	○	×	×	●	●	●
	居住水準(面積)	●	●	×	×	●	●	×
地域木材の活用	●	●	●	●	×	●	×	
CASBEE(戸建) Aランク	●	●	×	×	×	×	×	
バリアフリー性能	●	○	×	×	×	×	×	
木質バイオマスの利用	○	○	△	△	×	×	×	
克雪対策	○	○			×	×	×	
補助額(予定)	100万円/件	40万円/件	6万円~40万円(定額)		100万円/件	120万円/件	30万円/件	
特徴	・自由度が高い総合評価基準	・自由度が高い総合評価基準		新築10m3以上 リフォーム5m3以上 県産材利用		・耐久性向上に係る基準が中心		・省エネに特化
	(選択基準やCASBEEの採用)	(選択基準やCASBEEの採用)		原則信州木材認証製品利用		・耐震性が高い (建築基準法の1.25倍)		
	・環境性能が高い	・環境性能が高い						
	・県の地域特性や現状を踏まえた基準	・県の地域特性や現状を踏まえた基準						

【凡例】[基準の有無] ●:必ず実施、○:選択実施、×:適用なし △:極力実施

※ CASBEEの評価基準の中には、景観等の住環境に関する基準もある。

※ 木のおえ整備促進補助金及び住宅版エコポイントは、国土交通省が実施する制度

関連制度の併用の可否

区分	木のおえ整備促進	環の住まい整備推進	信州の木活用促進支援事業	エコポイント	フラット35S	税制優遇
木のおえ整備促進		×	×	×	○	○
環の住まい整備推進	×		×	×	○	○
信州の木活用促進支援	×	×		×		
エコポイント	×	×	×		○	○
フラット35S	○	○	○	○		○
税制優遇	○	○	○	○	○	

# 信州の木活用促進支援事業 (天然乾燥住宅確認手順)

製材工場への納入伝票  
(各会社の任意様式)

例

伝票には「産地」(市町村林小班等、所有者)を記載

丸太及び製材品は番号管理(芯持ち以外は枝番)し、写真及び一覧表を管理し、出荷証明書に添付すること



森林所有者



素材生産業者  
～森林組合、事業体～

原木市場

製材工場  
(工務店自社工場含む)

出荷製品に産地証明書か伝票及び出荷証明書を添付する

産地証明書

(県産間伐材供給センター協議会)

証明書に可能な限り「産地」を記載

「素材から確かに製品が生産されたという出荷証明書」

例

施主

工務店、建築会社

補助申請

信州木材認証製品センター

粗挽き後6ヶ月以上経過(素材による天然乾燥を実施)を条件とし、日付入りの写真等証明できるものを管理する

確認検査

- 屋根完了後(仕上げ前)
- 完了時

屋根完了後、仕上げ前(スケルトン状態での乾燥)が3ヶ月以上経過を条件とし日付入りの写真等証明できるものを管理

検査協力

信州の木振興課  
県産材利用推進室

屋根完了時(仕上げ前)検査では、含水率を抽出確認検査

構造用材は「粗挽き後天然乾燥により6ヶ月以上、屋根完了後仕上げ前までの建て方乾燥3ヶ月以上とし、仕上げ前の完了検査時において、おおむね認証基準の含水率等の基準をクリアするものを合格」とする。内装材については原則信州認証製品とする。(それ以外の場合には完了検査時に調査し、同様の処理及び基準をクリアが必要)

